

(対大臣・副大臣・政務官)
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成
山本 和嘉子 議員(立憲)

1問 司法書士の使命規定の趣旨について、法務大臣に問う。

[使命規定の内容]

改正法案では、司法書士の使命として、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする（中略）法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と定めることとしている。

[改正の趣旨]

このような改正を行った趣旨は、司法書士を専門家として位置付けた上で、司法書士が、主体的に国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与するということをその使命として規定するものであり、司法書士の能動的な規範を定めるものである。

[新規定により司法書士に期待されること]

新たにこのような使命規定を設けることにより、個々の司法書士がより一層使命感を高め、登記や裁判に関する司法書士の業務に加え、それ以外の例え



ば、被災者支援や人権擁護活動も含めた各種活動等を通じて、国民の権利の擁護のために、その職責を果たしていくことが期待されているものである。】

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p>(司法書士の使命)</p> <p><u>第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><u>第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。</u></p>
(略)	<p>(職責)</p> <p><u>第二条 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。</u></p>
(略)	<p>(研修)</p> <p><u>第二十五条 司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。</u></p>

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [] 携帯 [] 】

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

2問 司法書士の周旋を禁止する規定を設けることについて、今後検討していくつもりか、法務当局に問う。

（答）

- 1 司法書士以外の者が、司法書士に対して司法書士業務を斡旋（あっせん）し、他方で、司法書士からその対価を得るという周旋行為を禁止する必要があるのではないかとの指摘があることについては、承知している（注）。
- 2 士業の業務に関連して、このように周旋行為を業とすることを禁止する規定は、弁護士法には存在するものの（同法第72条）、他の士業法においては同趣旨の規定は存在しない。
- 3 そこで、このような司法書士に関する周旋行為がどの程度行われているのかの実態把握や、どのような弊害を生じさせているのかなどを関係団体と連携しつつ十分に把握するとともに、このような禁止規定を設けることの影響についても、見極める必要があるものと認識している。
- 4 法務省としては、委員の御指摘も踏まえつつ、司法書士について周旋を禁止する規定を設けることの要否について検討してまいりたい。

（注）司法書士が、第三者に周旋行為を要求する行為は、「不当な手段によって依頼を誘致する」行為として、司法書士法施行規則第26条（依頼誘致の禁止）に違反するものと解される。

（参考）参照条文

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟

事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他の一般的な法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることはできない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）

（依頼誘致の禁止）

第二十六条 司法書士は、不当な手段によつて依頼を誘致するような行為をしてはならない。

(対大臣・副大臣・政務官)
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成
山本 和嘉子 議員(立憲)

3問 土地家屋調査士の使命規定の趣旨について、
法務大臣に問う。

[使命規定の内容]

改正法案では、土地家屋調査士の使命として、「土地家屋調査士は、(中略) 不動産の表示に関する登記及び筆界 (中略) を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と定めることとしている。

[改正の趣旨]

このような改正を行おうとする趣旨は、土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化が顕著であることを踏まえたものである。

例えば、土地家屋調査士は、法務局における筆界特定手続の円滑な運用 (注) や登記所備付地図の整備にも尽力しているほか、震災の復興の場面等において活躍しており、さらには、今国会において成立した「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づく所有者の探索の主要な担い手と期待されている。

そこで、土地家屋調査士が主体的に不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命として規定するものであり、土地家屋調査士の能動的な規範を定めるものである。

[新規定により土地家屋調査士に期待されること]

新たにこのような使命規定を設けることにより、個々の土地家屋調査士がより一層使命感を高め、能動的に、その職責を果たしていくことが期待されているものである。】

(注) 平成17年の不動産登記法の改正により、筆界特定制度が創設され、土地家屋調査士は、その手続の申請代理人として主体的に関与しているほか、同制度の筆界特定委員の主たる担い手ともなっている。

(参考) 参照条文

○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p><u>(土地家屋調査士の使命)</u></p> <p><u>第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。）を明らかにする業務</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。</u></p>

<p>の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。</p>	
(略)	<p>(職責) 第二条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。</p>
(略)	<p>(研修) 第二十五条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。 2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。</p>

○不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）

（定義）

第百二十三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 筆界 表題登記がある一筆の土地（以下単に「一筆の土地」という。）とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。以下同じ。）との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [] 携帯 [] 】

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

4問 司法書士及び土地家屋調査士について一人法人を認めることとした理由について、法務当局に問う。

（答）

1 現行法の概要

現行法では、司法書士法人を設立する際は、社員となろうとする司法書士が共同して定款を定めなければならぬとし、一人法人の設立を認めていない（司法書士法第32条第1項、土地家屋調査士法第31条第1項）。また、複数いた社員が一人となり、引き続き6月間その社員が二人以上とならなかつたことを法人の解散原因とし、一人法人の存続も認めていない（司法書士法第44条第2項、土地家屋調査士法第39条第2項）。

2 近年の実態

しかしながら、近年では、例えば、親と子の二人が社員となって司法書士法人・土地家屋調査士法人を設立・運営していた場合に、その親が死亡したときには、新たに司法書士・土地家屋調査士を社員として加入させない限り、法人を清算しなければならなくなるといった事態が生ずるなど、一人法人の存続を許容しないために法人制度の利便性が損なわれているという指摘がされている（注1）。

また、法人化により、経営・収支状況等の透明性が確保され、国や公共団体が行う競争入札に参加しやすくなる（注2）といった利点が指摘されるなど、司法書士や土地家屋調査士の業務の拡大（注3）に伴い、一人法人の設立等についてのニーズも高まっているものと考えられる。

3 改正法案の概要

そこで、改正法案では、司法書士法人・土地家屋調査士法人について、社員が一人であっても設立することができるこことし、また、二人以上の社員がいた法人の社員が一人となつた場合であっても、引き続き法人として存続することができることとしたものである（新司法書士法第32条第1項、第44条第1項第7号、新土地家屋調査士法第31条第1項、第39条第1項第7号）（注4）。

(注1) 平成25年度から平成29年度までの間に解散した司法書士法人のうち、社員が一人となつた後に解散した法人の割合は50%（92法人中46法人）である。

(注2) 法人化により、個人と法人の財産が明確に分離されることなどにより経営・収支状況等の透明性が確保され、受託業務の履行の確実性を客観的に示すことが可能となるなど受託事業者としての信頼性が高まることにより、競争入札に参加しやすくなるとの指摘がある。

(注3) 近時、司法書士の業務として拡大しているものとして、官公署が行う所有者不明土地や空き家についての相続人調査業務の受託などが挙げられる。

(注4) 改正法案では、社員が一人の法人の存続を認める反面、社員が欠亡した法人を存続させることは適當ではないため、法人の社員が欠亡したことを法人の解散原因として追加する改正をしている（新司法書士法第44条第1項第7号、新土地家屋調査士法第39条第1項第7号）。

また、今後、唯一の社員が欠けて法人が解散するという事態が増加すると考えられるところ、その依頼者保護等を図るため、解散した法人の清算人は、新たな社員を加入させ、その法人を継続することができることとする規定も新設している（新司法書士法第44条の2、新

土地家屋調査士法第39条の2)。

(参考) 一人法人を許容している他の士業法

- ①弁護士法(昭和24年法律第205号)
- ②社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
(設立の手続) 第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、定款を定めなければならない。 2・3 (略)	(設立の手続) 第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、 <u>共同して</u> 定款を定めなければならない。 2・3 (同上)
(解散) 第四十四条 (略) 一～六 (略) <u>七 社員の欠亡</u> (削る) <u>2 司法書士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。</u> <u>3 (略)</u>	(解散) 第四十四条 (同上) 一～六 (同上) (新設) <u>2 司法書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</u> <u>3 司法書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。</u>

	<u>4</u> (同上)
<p><u>(司法書士法人の継続)</u></p> <p><u>第四十四条の二 司法書士法人の</u></p> <p>清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第四十六条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて司法書士法人を継続することができる。</p>	(新設)

○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p>(設立の手続)</p> <p>第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、定款を定めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(設立の手続)</p> <p>第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、共同して定款を定めなければならない。</p> <p>2・3 (同上)</p>
<p>(解散)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 <u>社員の欠亡</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(解散)</p> <p>第三十九条 (同上)</p> <p>一～六 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>2 調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、</p>

<p><u>2 調査士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p><u>その六月を経過した時に解散する。</u></p> <p><u>3 調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 (同上)</u></p>
<p><u>(調査士法人の継続)</u></p> <p><u>第三十九条の二 調査士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人（第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて調査士法人を継続することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

○弁護士法（平成二十四年法律第二百五号）

（設立の手続）

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする弁護士が、定款を定めなければならない。

2・3 (略)

（解散）

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によって解散する。

一～六 (略)

七 社員の欠亡

2 (略)

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

(設立の手続)

第二十五条の十一 社会保険労務士法人を設立するには、その社員にならうとする社会保険労務士が、定款を定めなければならない。

2 (略)

(解散)

第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一～六 (略)

七 社員の欠亡

2 (略)

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

5問 弁護士の懲戒手続の除斥期間は3年であるにもかかわらず、司法書士・土地家屋調査士の懲戒手続の除斥期間を7年とした理由は何か、法務当局に問う。

（答）

- 1 司法書士・土地家屋調査士の業務は、紛争性のない権利変動についての登記の申請の代理や、主として不動産の物理的現況を登記する表示に関する登記の申請の代理など、（弁護士と比べても、）一般に懲戒の事由の発覚に時間がかかるものが少なくないという事情がある（注1）。
- 2 また、司法書士の業務において作成する資料のうちには、法令の規定に基づき7年以上保存する必要があるものが存在する（注2）。
- 3 これらの司法書士・土地家屋調査士の業務の実態などを踏まえ、今般、新たに除斥期間を設けるに当たっては、その年数を7年とすることが相当であると考えられる。
- 4 そこで、司法書士・土地家屋調査士の懲戒手続の除斥期間を7年としたものである。

（注1）懲戒事案の発生から懲戒処分までに要した年数

（平成25年1月～平成29年10月）

・司法書士

全体の件数	246件
5年未満	350件（85%）
5年以上7年未満	30件（9%）
7年以上10年未満	15件（5%）
10年以上	5件（1%）

・土地家屋調査士

全体の件数	125件
-------	------

5年未満	89件 (71%)
5年以上7年未満	17件 (14%)
7年以上10年未満	8件 (6%)
10年以上	11件 (9%)

(注2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の趣旨

本人確認記録の保存期間が7年と定められた理由は、テロ資金供与罪のほか、詐欺、業務上横領、特別背任等多くの経済犯罪の長期刑が10年とされていることから、その公訴時効の期間7年が保存期間とされたものである(松林高樹ほか編著「逐条解説犯罪収益移転防止法」212頁参照)。

なお、土地家屋調査士にはこの保存期間の規定はないが、司法書士と土地家屋調査士の懲戒に関する規律は同様とすべきであるとの要請がある。

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<u>(除斥期間)</u> <u>第五十条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十七条又は第四十八条第一項の規定による処分の手続を開始することができない。</u>	(新設)

○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<u>(除斥期間)</u> <u>第四十五条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十二条又は第四十三条第一項の規</u>	(新設)

<p style="margin: 0;">定による処分の手続を開始すること</p> <p style="margin: 0;">ができない。</p>	
---	--

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

第六十三条 懲戒の事由があつたときから3年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

○司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）

（懲戒の手続）

第四十九条 1 略

2・3 略

4 前項に規定する処分又は第四十七条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 略

○土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

（懲戒の手続）

第四十四条 略

2・3 略

4 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 略

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（確認記録の作成義務等）

第六条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

更問 1 弁護士法に合わせて除斥期間を3年とすべきではないかと問われた場合。

(答)

(委員御指摘のとおり、) 弁護士法第63条においては、懲戒手続の除斥期間は、3年とされている。

しかしながら、弁護士についてはその所属する弁護士会又は日本弁護士連合会により懲戒処分が行われるが、司法書士・土地家屋調査士については法務大臣が懲戒処分を行うなど、その処分の主体や手続の構造が異なっている。

また、除斥期間の内容についても、司法書士法・土地家屋調査士法における除斥期間は、その期間内に、事前の調査を行い、聴聞手続を開始する必要があるものであるなど、弁護士法に規定する除斥期間とは、規律が異なっている（注）。

加えて、改正法案において除斥期間を7年とするのは、司法書士・土地家屋調査士についての処分実態等を踏まえてのものである。

以上によれば、弁護士法に合わせて除斥期間を3年とするのは相当でないと考えられる。

(注) 弁護士法における除斥期間

弁護士に対する懲戒処分の手続の流れは、①弁護士会に設置された綱紀委員会による調査、②弁護士会に設置された懲戒委員会による審査、③弁護士会による懲戒処分となっている。

そして、弁護士法第63条に規定する「懲戒の手続」とは、上記のうち、①の綱紀委員会の調査を意味すると解されている。そこで、弁護士については、懲戒の事由があった時から3年を経過する前に、綱紀委員会の調査に付されていれば、当該事由に基づき懲戒処分を行うことができる。

これに対し、改正法案に規定する司法書士・土地家屋調査士の懲戒

処分の除斥期間は、その期間内に、調査を行い、更に聴聞の手続を開始していかなければ、懲戒処分を行うことができなくなるというものであり、両者は手続構造を異にするため、単純に比較することはできない。

更問2 改正後、実態を踏まえて除斥期間の年数を見直すべきではないかと問われた場合。

(答)

先ほど述べたとおり、改正法案の除斥期間の年数については、司法書士・土地家屋調査士の業務の実態等も踏まえて7年としたものであり、この期間は適切なものと考えているが、改正法施行後の運用状況については注視をしてまいりたい。

(対大臣・副大臣・政務官)
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成
山本 和嘉子 議員(立憲)

6問 大臣が法務局長に委任する権限の内容としては、どのようなものが想定されているのか、法務大臣に問う。

[委任する権限の内容]

1 改正法案では、司法書士・土地家屋調査士等に対する懲戒について、法務大臣が行うこととしているが、他方で、法務大臣は、その権限を法務局又は地方法務局の長に委任することができるものとしている（司法書士法第71条の2、土地家屋調査士法第66条の2）。

これは、懲戒事由に関する事実面の調査などについては、対象となる司法書士や土地家屋調査士の活動範囲に近接した各法務局・地方法務局の長が行うのが合理的であることが少なくないと考えられることから、その権限の一部を委任することを可能としたものである。

2 具体的には、懲戒に係る手続のうち、懲戒を求める通知の受理、事実の調査、聴聞手続といった手続については、全国の法務局・地方法務局の長に委任することを予定している（注）。】

(注) なお、これは、飽くまでも事実の調査など一部の権限を法務局・地方法務局の長に委任することを想定しているものであり、例えば事実の認定や処分の量定については、法務大臣がその権限を行使することとなる。

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>
<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>
<p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分</u>をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項</p>	<p>3 <u>法務局又は地方法務局の長</u>は、<u>第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分</u>をしようとするときは、行政手続法(平成五</p>

<p>の規定による意見陳述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>年法律第八十八号) 第十三条第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</p> <p>4・5 (同上)</p>
<p><u>(権限の委任)</u></p> <p><u>第七十一条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると料するときは、<u>当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求める</p>
<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の</u></p>

<p>3 法務大臣は、第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>長は、通知された事實について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 法務局又は地方法務局の長は、第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</p> <p>4・5 (同上)</p>
<p>(権限の委任)</p> <p>第六十六条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。</p>	<p>(新設)</p>

○司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）
 （司法書士法等違反に関する調査）

第四十一条の二 法務局又は地方法務局の長は、必要があると認めるときは、法又は法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について、法務局又は地方法務局の保有する登記申請書その他の関係資料の調査を、その管轄区域内に設立された司法書士会に委嘱することができる。

2 司法書士会は、前項の規定による調査の委嘱を受けたときは、その調査の結果を、委嘱をした法務局又は地方法務局の

長に報告しなければならない。

3 略

○土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）

（調査士法等違反に関する調査）

第三十九条の二 法務局又は地方法務局の長は、必要があると認めるときは、法又は法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について、法務局又は地方法務局の保有する登記申請書その他の関係資料の調査を、その管轄区域内に設立された調査士会に委嘱することができる。

2 調査士会は、前項の規定による調査の委嘱を受けたときは、その調査の結果を、委嘱をした法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

3 略

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [] 携帯 []】

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

7問 懲戒手続における事実の調査について、改正後も司法書士会に委嘱して行われるのか、また、委嘱される場合には司法書士会の意見が尊重されるのか、法務当局に問う。

（答）

1 改正法案では、司法書士・土地家屋調査士等に対する懲戒については、法務大臣が行うこととしているが、改正法案の施行後においても、懲戒に係る手続のうち、事実の調査等については、法務省令に規定を設けることで、全国の法務局・地方法務局の長に委ねることを予定している（注1）。

そして、この法務局又は地方法務局の長が行う事実の調査に関しては、現在と同様に、必要に応じて、各司法書士会にも委嘱することを想定しており（注2），各司法書士会のした調査の結果や意見等については、法務大臣が事実の認定や処分の量定について判断するに当たり、参考とすることを想定している。

2 改正法案に基づく懲戒制度の具体的な運用については、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会ともよく協議しつつ、懲戒手続の適正・合理化を実現することができるよう、努めて参りたい。

（注1）なお、これは、飽くまでも事実の調査など一部の権限を法務局・地方法務局の長に委任することを想定しているものであり、例えば事実の認定や処分の量定については、法務大臣がその権限を行使することとなる。

（注2）現在、司法書士に対する懲戒については、全ての事案について、司法書士会に調査を委嘱している。

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>
<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>
<p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</p>	<p>3 <u>法務局又は地方法務局の長</u>は、<u>第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (同上)</p>
<p><u>(権限の委任)</u></p> <p><u>第七十一条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
-------	-------

(懲戒の手続)	(懲戒の手続)
<p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる处分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求める能够である。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務局又は地方法務局の長</u>は、<u>第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の处分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4・5 (同上)</p>
(権限の委任)	(新設)
<p><u>第六十六条の二 この法律に規定する法務大臣の権限</u>は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。</p>	

○司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）

(司法書士法等違反に関する調査)

第四十一条の二 法務局又は地方法務局の長は、必要があると認めるときは、法又は法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について、法務局又は地方法務局の保有する登記申請書その他の関係資料の調査を、その管轄区域内に設立

された司法書士会に委嘱することができる。

2 司法書士会は、前項の規定による調査の委嘱を受けたときは、その調査の結果を、委嘱をした法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

3 略

○土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）

（調査士法等違反に関する調査）

第三十九条の二 法務局又は地方法務局の長は、必要があると認めるときは、法又は法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について、法務局又は地方法務局の保有する登記申請書その他の関係資料の調査を、その管轄区域内に設立された調査士会に委嘱することができる。

2 調査士会は、前項の規定による調査の委嘱を受けたときは、その調査の結果を、委嘱をした法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

3 略

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

8問 司法書士等の研修制度を充実させるとともに、登録前の研修を義務化すべきではないか、法務当局に問う。

（答）

- 1 現在、日本司法書士会連合会や各司法書士会においては、司法書士試験合格後登録前の研修（注1）を始めとして、各種の研修が自主的に実施され、研修制度の充実が図られているものと承知している。
法務省としても、引き続き、司法書士の資質向上等の観点から、日本司法書士会連合会等による研修の充実の取組に協力してまいり所存である。
- 2 また、現在の司法書士法においては、司法書士試験に合格した者には、司法書士となる資格が与えられることとされており、一定の実務経験や研修の終了を要することなく、登録の申請をすることができることとされている（司法書士法第4条第1号、第8条、第9条）。
- 3 これに対し、（委員御指摘のとおり、）司法書士についても、一定の研修の修了を義務付け、研修を修了しなければ司法書士の登録をすることができないといった措置（注2）を講ずるべきであるとの指摘があることは承知している。
もっとも、現在、日本司法書士会連合会や各司法書士会においては、（先ほど述べたとおり、）司法書士試験合格後登録前の研修が自主的に実施されており、研修生の受講意欲の向上に向けた研究や工夫も重ねられているところであり、このような自主性を尊重することも重要であると認識している。
- 4 法務省としては、今後も日本司法書士会連合会等の関係団体と連携しつつ、司法書士の資質を担保するための方策について検討してまいりたい。

(注1) 登録前研修（新人研修）は、日本司法書士会連合会が行う①中央研修（集合研修）、②ブロック新人研修、各司法書士会が行う③司法書士会研修（事務所配属研修：6週間以上）に分かれている。このうち①の中央新人研修の平成29年度試験合格者の受講率は、約90%である。

(注2) 登録前研修を要件としている士業の例（弁理士）

弁理士となる資格を得るために、弁理士試験に合格した者等であって、経済産業大臣が行う実務修習を修了する必要がある（弁理士法第7条、第16条の2）。

（参照条文）

○ 司法書士法

（資格）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、司法書士となる資格を有する。

一 司法書士試験に合格した者

二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が前条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認めたもの

（司法書士名簿の登録）

第8条 司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する司法書士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 司法書士名簿の登録は、日本司法書士会連合会が行う。

（登録の申請）

第9条 前条第1項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第1項の規定により登録を受けるべき事項その

他法務省令で定める事項を記載し、司法書士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

○ 税理士法（昭和26年法律第237号）
(税理士の資格)

第3条 次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第1号又は第2号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して2年以上あることを必要とする。

- 一 税理士試験に合格した者
 - 二 第6条に定める試験科目の全部について、第7条又は第8条の規定により税理士試験を免除された者
 - 三 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
 - 四 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
- 2 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第1項の規定により同法第2条に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、公認会計士とみなす。
- 3 第1項第4号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。

○ 弁理士法（平成12年法律第49号）
(資格)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者であって、第16条の2第1項の実務修習を修了したものは、弁理士となる資格を有する。

- 一 弁理士試験に合格した者
 - 二 弁護士となる資格を有する者
 - 三 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して七年以上になる者
- (実務修習)

第16条の2 実務修習は、第7条各号に掲げる者に対して、弁理士となるのに

必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が行う。

2 実務修習は、次に掲げるところにより、行うものとする。

- 一 毎年一回以上行うこと。
- 二 弁理士の業務に関する法令及び実務について行うこと。
- 三 実務修習の講師及び指導者は、弁理士であって、その実務に通算して七年以上従事した経験を有するものであること。

(参考) 平成31年4月11日参議院・法務委員会 会議録抜粋

○山口和之君 (中略)

「ただ、問題があるとすれば、高度な教育水準を確保できているかという点でございます。現行法上も今回の法改正も、司法書士試験を合格した者は無条件で司法書士登録が可能であり、試験科目以外のことを全く身に付けていなくても司法書士業務ができる」というふうになっております。幾ら難しい試験だとはいえ、ペーパーテストだけで専門職に必要な高度な教育水準を確保することができるかは疑問が残るところです。司法書士会連合会の試験の合格後の研修を見ると、二か月間の研修をしてようやく実務を覚えるということをしていると聞いております。国で定めている資格と現場とのギャップはそこにあると思います。

法律事務所の専門家として司法書士の質を担保するためには、登録前研修を義務化すべきではないでしょうか。また、その際に、司法書士試験合格者の八割ほどがすぐに合格して受けている簡易裁判所代理権を取得するための特別研修も、登録前研修の内容とすることによって、より高度な教育水準を確保することが可能になると思います。

このことについて、山下大臣の御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣（山下貴司君） 御指摘のとおり、司法書士の先生方におかれでは、強い使命感を持って重要な役割を果たされているところでございます。

そして、御指摘のとおり、現在、司法書士の研修については、日本司法書士会連合会の会則に基づく研修や、全国各地の各司法書士会が独自に行う研修等が実施されているところでございまして、御指摘の登録前研修や簡裁訴訟代理権を取得するための研修については、全ての司法書士について受講義務があるとまではされていないものと承知しております。

まず、登録前研修の義務化についてでございますが、御提案のあった登録前研修の義務化も司法書士の質を担保する良い手段の一つであるとも認識しております。

す。他方で、現在実施されている登録前研修は、日本司法書士会連合会や各司法書士会において自主的に実施されているものでございまして、研修生の受講意欲の向上に向けた研究や工夫も重ねられているものと承知しております。

こうした自主性を尊重することも重要ではないかと考えているところでございまして、法務省としては、今後も日本司法書士会連合会等の関係団体と連携しつつ、司法書士の質を担保するための方策について検討してまいりたいと考えております。

そして、簡裁訴訟代理権を取得するための研修は、これは司法書士法の規定に基づくものでございまして、研修内容についても、研修時間を百時間以上とするなど所定の基準を充足することが必要となるものでございます。

こういった一定の負担があることを考えると、簡裁訴訟代理業務を行う予定のない方も含めて全ての司法書士にその受講義務を負わせることについては、この受講者の負担なども考慮する必要があることから、慎重な検討を要すると考えているところでございます。

○山口和之君 簡易裁判所の代理権を取得するための特別研修は、八割方、ほぼほぼの方が受講しているということを考えて、また、いわゆるその資格を取得した後に二か月間をやらねば恐らくその実務というのはなかなか難しいということを考えれば、この実務研修と一緒に八割方取っているものをしっかりと担保するということは、国民にとっても非常に重要なことかというふうに考えます。

全ての司法書士について高度な教育水準や実務能力を確保されれば、司法書士にとっても国民にとってもより良い結果になると思います。是非前向きに検討をするべきだと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。」

(対大臣・副大臣・政務官)
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成
山本 和嘉子 議員(立憲)

9問 登記の申請は任意であるという登記制度の在り方や、土地は値上がりするということを前提にした土地制度等の在り方そのものに課題があるということに関する認識について、法務大臣に問う。

[所有者不明土地問題等についての認識]

現在、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡が付かない所有者不明土地が生じている。

そして、これは、公共事業の用地取得、森林の管理など様々な場面で問題となっており、その対策は、政府全体として取り組むべき重要な課題であると認識している。

また、土地だけでなく、家屋についても、同様に、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しないなどの問題が生じているものと認識している。

[問題の背景]

このような問題が発生する主な原因としては、相続登記がされないことがあるとの指摘がされており、その背景事情の一つとして、(委員御指摘のとおり)人口減少や高齢化の進展に伴う土地利用ニ

ズの低下等により、資産価値が低下した土地等が生じ、相続登記の申請が任意であることとあいまって、費用をかけてまで登記するインセンティブがない相続人がおられることが挙げられる。

[法制審議会への諮問]

そこで、こうした問題意識も踏まえ、本年2月14日に、私から法制審議会に対し、相続登記の申請の義務化や土地所有権の放棄を可能とする方策など、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み等について、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問をしたところである。

今後は、法制審議会民法・不動産登記法部会において、所有者不明土地問題の解決に向けて充実した審議が行われるものと考えている。

法務省としては、令和2年中に民法・不動産登記法の改正を実現することを目指して、引き続きしっかりと検討を進めてまいりたい。】

(参考資料)

○諮問第107号

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

諮詢第一百七号

土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等を改正する必要があると思われる所以、左記の方策を始め、その仕組みを整備するために導入が必要となる方策について、御意見を承りたい。

記

第一 相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

- 一 相続登記の申請を土地所有者に義務付けることや登記所が他の公的機関から死亡情報等を

入手すること等により、不動産登記情報の更新を図る方策

一 土地所有権の放棄を可能とすることや遺産分割に期間制限を設けて遺産分割を促進すること等により、所有者不明土地の発生を抑制する方策

第二 所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み

一 民法の共有制度を見直すなど、共有関係にある所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策

二 民法の不在者財産管理制度及び相続財産管理制度を見直すなど、所有者不明土地の管理を合理化するための方策

三 民法の相隣関係に関する規定を見直すなど、隣地所有者による所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

10問 所有者不明土地問題や被災地における復興支援等について、司法書士及び土地家屋調査士に求められる専門的知見や役割とは何か、また、こうした問題を解消していくための予算を拡充していく方針はあるのか、法務当局に問う。

（答）

- 1 所有者不明土地問題の対応や被災地における復興支援等に当たって、司法書士や土地家屋調査士には、①長期間にわたり相続登記がされていない土地や表題部の所有者の氏名又は住所等の全部又は一部が登記されていない土地についての登記名義人となり得る者の調査や探索、②震災等の地殻変動により不明となった筆界の復元や探索といった様々な事業や取組を実施するに当たって、その専門的知見を活かした活動を担っていただくことが強く期待されている。
- 2 司法書士や土地家屋調査士の専門的知見を活用して御指摘の各種課題を解消するため、本年度の予算においては、例えば、
 - ① 所有者土地問題に関し、長期相続登記未了土地の解消作業に必要な経費として約8億6千万円、表題部所有者不明土地の解消作業に必要な経費として約1億8千万円を、
 - ② 被災地における復興支援に関し、震災復興型登記所備付地図作成作業経費として、約5億2千5百万円を、それぞれ計上されているところである。
法務省としては、今後とも、必要な経費の確保に努めていきたいと考えている。

（参考1）所有者不明土地問題関連平成31年度政府予算
約24億2900万円

(内訳)

- ①法定相続情報証明制度の円滑な運用に必要な経費
約4億6600万円
- ②長期相続登記未了土地の解消作業に必要な経費
約8億6000万円
- ③表題部所有者不明土地の解消作業に必要な経費
約1億8000万円
- ④遺言書保管制度の創設に必要な経費
約9億1600万円
- ⑤諸外国の法制の調査を実施するための経費
約700万円

(参考2) 登記所備付地図作成作業関連平成31年度政府予算

約43億2100万円

(内訳)

- ①従来型作業 約30億900万円
- ②大都市型作業 約7億8700万円
- ③震災復興型作業 約5億2500万円

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

11問 所有者不明土地問題等の解決のためには、土地情報基盤を整備する必要があると考えるが、どのようなことを検討しているのか、法務当局に問う。

（答）

- 1 各行政機関が保有する各種台帳がそれぞれ行政目的ごとに異なる状態のまま整備されていることが所有者情報の円滑な把握を困難にし、所有者不明土地問題を助長した側面があるとの指摘があり、今後は、これらの情報の共通化や連携を行うことができる仕組みを構築することが重要であると認識している。
- 2 そこで、法務省としては、関係省庁と連携しつつ、現在、不動産登記情報を、固定資産税課税台帳や農地台帳といった各種台帳を所管する省庁に対してオンラインで提供することができる仕組みの構築や、各種台帳間の情報連携のため、連携に必要なデータ形式の見直しやシステム間の調整等について検討しているところである（注）。

（注）現在は、固定資産税課税台帳、林地台帳、農地台帳等の整備のため、記録媒体（USBメモリ）を用いて不動産登記情報を提供しているが、これをネットワーク経由で提供することを検討している。

[さらに、今国会では、法務省が管理する戸籍副本データ管理システムから行政機関に戸籍関係情報を提供することができることとすること等を内容とする戸籍法の改正法が成立したが、これを踏まえ、今後、不動産登記と戸籍とを連携して、登記簿上の所有者情報を更新する仕組みについても検討していくこととしている。]

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

12問 登記所備付地図の整備に当たって、土地家屋調査士の技能、知識等をどのように活用してきたか、また、今後の登記所備付地図の整備における土地家屋調査士の活用の見通しについて、法務当局に問う。

（答）

- 1 法務省においては、登記所備付地図の更なる整備を図るため、平成27年度を初年度とする新たな10か年の作業計画を策定し、従前から行ってきた都市部における作業面積を拡大して実施するとともに、大都市の枢要部等や被災地についてもこれを実施している。
- 2 このような法務局における登記所備付地図の整備に当たって、筆界の探索といった土地家屋調査士が有する専門的な技能や知見を活用してきたところである。
- 3 現在、法務省においては、（さきほど申し上げた）新たな作業計画に基づき、大都市の枢要部や地方の拠点都市における地図の整備や、東日本大震災等からの復興の加速化のための地図の整備の促進に精力的に取り組んでいるところである。
- 4 法務省としては、今後とも、作業の実施主体として、土地家屋調査士の専門的知見を活用し、登記所備付地図の整備を着実に推進してまいりたい。

（参考）新たな作業計画の概要

平成27年度を初年度とする新たな作業計画は、具体的には以下のとおりである。

- ① 登記所備付地図作成作業第2次10か年計画（拡大実施）
全国の都市部の地図混乱地域（現況と公図とが大きく異なる地域）において、10年間で200平方キロメートルの地図を整備
- ② 大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画（新規実施）
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関係地域

など大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図混乱地域において、10年間で30平方キロメートルの地図を整備

- ③ 震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画（新規実施・平成30年度以降も3か年延長して実施）

被災3県（宮城県、福島県及び岩手県）の災害復興住宅建設予定地域等において、6年間で18平方キロメートルの地図を整備

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

13問 相続等の登記をスムーズにしていくために、司法書士及び土地家屋調査士の活用を進めていく必要があると考えるが、そのためには、どのような方策が考えられるか、法務当局に問う。

（答）

- 1 相続等の登記の申請人が当該登記をスムーズに行うためには、各申請人の実情によっては、登記の専門家である司法書士や土地家屋調査士によるサポートが必要であることも少なくないと考えられる。
- 2 そこで、これまで、法務局においては、各地の司法書士会・土地家屋調査士会と連携して、相続等の登記に関する無料相談会を実施したり、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会と共同して相続登記の促進に関するリーフレットを作成・配布するなど、申請人が必要に応じて司法書士や土地家屋調査士にアクセスすることができるような方策を講じてきたところである。

法務省としては、今後も引き続き、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会と協力しつつ、必要かつ適切な場面において司法書士及び土地家屋調査士の活用が図られるよう取り組んでまいりたい。

令和元年5月31日（金）
山本 和嘉子 議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

14問 利用されていない土地等については地方自治体等が受け皿となった上で、その土地の活用を図ることが考えられるが、利用されていない土地等の受け皿の整備について、法務当局に問う。

（答）

- 1 所有者が不動産を利用する意欲を失い、利用や管理がされていない不動産が増加しており、近年では、地方公共団体に対して土地を寄附したいとの意向を有する所有者も多いとの指摘があることは承知している。
 - 2 このような不動産が適切に利用され、又は管理されるようにすることは、政府全体として取り組むべき重要な課題であり、民法を所管する法務省では、現在、法制審議会民法・不動産登記法部会において、土地所有権の放棄を可能とすること等について、検討を行っている。
 - 3 具体的には、土地所有権の放棄が認められると、土地の所有者が一方的に土地の管理コストの負担を免れ、これを土地の帰属先機関の負担とすることになりかねないとの問題点があること等を踏まえ、土地所有権の放棄が許されるための要件設定や、放棄された土地の帰属先機関の在り方などについて調査審議がされているところである（注1、2）。
- 〔 また、建物の所有権の放棄についても、同部会において取り上げられている（注3）。 〕
- 4 法務省としては、法制審議会における調査審議の状況を踏まえ、引き続きしっかりと検討を進めてまいりたい。

（注1）

部会長：山野目章夫早稲田大学大学院教授

平成31年2月14日諮詢。部会での審議は、3月19日に開始されて

いる。

(注 2)

- 1 所有権放棄の要件については、⑦所有者が管理費用を負担すること、
①帰属先機関が負担する費用が小さいこと、②所有者に責任のない事由により土地が危険な状態となり、所有者の費用が過大になっていることなどを要件とすることについて議論がされている。
- 2 放棄された土地の帰属先機関については、最終的には国とするが、地方公共団体等の他の機関が土地の取得を希望する場合には、当該機関に帰属するものとすることが可能かなどについて議論がされている。

(注 3)

建物の所有権の放棄については、建物は、物理的に滅失させることができると異なり、物理的に滅失させることができ、放棄を望む者は、建物を取り壊せば足りるため、別途の検討をしている。